

新型コロナウイルス感染症対策関連情報 市民の皆さん・事業者の方々へさまざまな支援を行います

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、市民の皆さんおよび事業者の方々に対し、地域経済対策や子育て支援を始め、次の通りさまざまな支援を行います。
申請などが必要な事業については、今後、広報紙および市ホームページでお知らせします。

分類	事業概要	開始時期など
地域経済対策	全世帯を対象とした30%のプレミアム付商品券を販売	7月1日から購入申し込み開始
	感染拡大により影響を受けた事業者へ応援金5万円を支給	申請受付中
	感染拡大防止に取り組む市内商店会へ応援金を支給	6月15日から申請受付
子育て支援	妊婦の方(6月1日時点)と4・5月に出産された方に5,000円の臨時特別給付金を支給	6月下旬に案内を送付予定
	児童手当受給世帯へ対象児童一人当たり5,000円の臨時特別給付金を上乗せ支給	対象となる方に、6月上旬に案内を送付
	ひとり親家庭対象の児童育成手当受給世帯へ対象児童1人当たり1万円の臨時特別給付金を支給	対象となる方に、6月上旬に案内を送付
	臨時休園等に伴い、保育料を軽減した認証保育所に対し、軽減により保育所が負担した費用を補助	申請受付中
学生支援	定期利用自転車等駐車場を利用する学生等へ4・5月使用料相当額を補助	6月中旬に申請受付開始予定
	対象となる方に、6月下旬に案内を送付。随時受付	
学校生活	小・中学校において児童・生徒1人1台のタブレット端末の配備と校内通信環境の整備(GIGAスクール構想)	今年度中に設置
就学支援	就学援助・奨励費受給世帯へ令和2年4月以降の臨時休校に伴う給食停止期間分の給食費相当額を支給 ※生活保護受給の方は、生活保護費からの支給となりますので除きます。	改めての申請は不要
感染症対策	指定避難所の衛生用品等を追加購入	発注・購入中
	介護事業所、障害福祉サービス等事業所、保育施設、学童保育所、学校等へ消毒液等を配布 ※一部保育園、幼稚園は購入費用の補助。	納品次第順次配布(配布中含む)
	救急指定病院へ防護具を配布	既に配布
防犯対策	特殊詐欺被害対策として自動通話録音機の貸し出し	申請受付中
相談	女性の悩みごと相談を3枠から5枠へ拡大	6月15日相談分から開始

特別定額給付金(10万円給付)

最新の情報は市ホームページをご覧ください(右のQRコード)。



郵送申請分は6月5日から順次支給を開始しております。一日でも早い支給に向けて作業に取り組んでおりますが、非常に多くの申請をいただいているため、遅い方では申請から支給まで1カ月程時間を要する可能性がございます。申し訳ございませんが、今しばらくお待ちください。

なお、申請期限は8月27日(木)です。給付金の受け取りを希望される方はお忘れのないようご申請ください。

オンライン申請を6月末まで停止しています

5月9日から受け付けているオンライン申請は、6月30日(火)までの間、一時停止しております。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、広報6月1日号1面「特別定額給付金」の申請期間(曜日)に誤りがありました。正しくは「郵送申請・オンライン申請のいずれも8月27日(木)までが期限です。おわびして訂正いたします。

詳しくは市特別定額給付金担当☎470・1078(市コロナ対策コールセンターの電話番号と共通)へ。

市長の資産等報告書の閲覧ができます

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定により、どなたでも市長が作成した報告書の閲覧ができます。
※6月30日(火)以降、市ホームページからも閲覧できます。
【閲覧期間】6月30日(火)から。時間は午前8時半～午後5時(正午～午後1時と土曜・日曜日、祝日を除く)
【閲覧場所】総務課(市役所4階)

生活に困っている方に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減について

特に生計が困難な方や生活保護を受給している方に対しては、申請をして承認を受けると、介護サービスの利用者負担が軽減される制度があります。ただし、都や市区町村に申し出た事業者が提供するサービスに限り、利用することができず。

【軽減内容】介護サービスに掛かる費用の利用者負担・食費・居住費(部屋代)の各負担を5%(高齢福祉年金受給者は50%)軽減。生活保護受給者は居住費(部屋代)負担のみ軽減(全額)
【対象となる方】次の①～⑤のすべてに該当する方または生活保護受給者
①市民税・都民税非課税世帯で、年間収入が一人世帯の場合、150万円(世帯員が1人増えることに50万円を加えた額)以下
②世帯の預貯金などの額が一人世帯の場合は、350万円(世帯員が1人増えることに100万円を加えた額)以下
③日常生活に供する以外の活用できる資産がない
④負担能力のある親族などに扶養されていない
⑤介護保険料を滞納していない
対象になると思われる方は介護福祉課(市役所1階)にご相談ください。
詳しくは同課介護サービス係☎470・7750へ。

新型コロナウイルス感染症対策のための基金を設置しました
令和2年第2回市議会定例会で議員提案により、東久留米市新型コロナウイルス感染症対策基金条例が成立しました。
市ではこの基金を新型コロナウイルス対策事業に活用してまいります。
詳しくは財政課☎470・7706へ。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等へ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免制度の概要

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」)の影響により収入が減少した方等については、申請により国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免が受けられる場合があります。それぞれの制度の概要については、次の通りです。詳細は各担当までお問い合わせください。
※この減免制度は令和2年度までの取り扱いとなりますので、ご注意ください。
(i) 事業収入等のいずれかの

国民健康保険税

【対象世帯】次のいずれかに該当する世帯
①感染症により、主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯
②感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の(一)から(三)までのすべてに該当する世帯
(一) 事業収入等のいずれかの

【減免対象となる国保税】平成31年度および令和2年度分で令和2年2月1日から3年3月31日までの納期限分の全部または一部
【減免額】対象世帯のうち、対象となる国保税額に所得に応じた減割割合を乗じた額
※手続き等については、市ホームページや今後の広報紙

【要件】次のいずれかに該当する方
①感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合
②感染症の影響により主たる生計維持者の令和2年中の事業収入等が減少することが見込まれ、かつ次の要件を全て満たす場合
事業収入等の減少額(保険

金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が40万円以下であること
詳しくは高齢者医療係☎470・7846へ。

【対象】感染症の影響で収入が減少した等の事情により、介護保険料の納付が困難であると認められる第1号被保険者(65歳以上の方)
【要件】次のいずれかに該当する方
①感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

【対象】感染症の影響で収入が減少した等の事情により、介護保険料の納付が困難であると認められる第1号被保険者(65歳以上の方)
【要件】次のいずれかに該当する方
①感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

【対象】感染症の影響で収入が減少した等の事情により、介護保険料の納付が困難であると認められる第1号被保険者(65歳以上の方)
【要件】次のいずれかに該当する方
①感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

【対象】感染症の影響で収入が減少した等の事情により、介護保険料の納付が困難であると認められる第1号被保険者(65歳以上の方)
【要件】次のいずれかに該当する方
①感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)受給者証の有効期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、厚生労働省では、更新申請のための診断書の取得などを目的とした受診を回避するための措置として、令和2年4月30日に公布した「令和2年4月30日現在、療養期間・所得区分・氏名・住所」の更新申請を受理しているもの

【対象者】自立支援医療受給者証に記載されている有効期間が令和2年3月1日から3年2月28日までの間に満了する方
【受給者証の取り扱い】現在お持ちの受給者証を引き続きご利用ください。なお、既に更新申請を受理しているものについては、新しい受給者証の発送まで通常通り行います
【精神障害者保健福祉手帳を所持している方へ】自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳の手続きを同時に行う場合は、手続きが別途必要となる場合があります。
手続きが必要か不明な方は、障害福祉課へご相談ください。
詳しくは同課福祉支援係☎470・7747へ。